

新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援策まとめ

※ 補正予算の成立以降に確定

【練馬区版】

個人・世帯向け



給付
(もらえる)

- 新型コロナウイルスで影響を受けている**すべての方**に
- 離職等で**住居を失った・失うおそれがある**
- 子育て世帯**で家計が大変
- 失業・収入減で大学等の**授業料**が支払えない

特別定額給付金 ※

一律1人10万円を給付

住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人

住宅確保給付金 ※

家賃実費支給 (例) 2人世帯で月6万4000円が上限(東京都)
支給期間: 原則3カ月(最長9カ月)

子育て世帯への 臨時特別給付金 ※

児童手当の受給者に対し、
子ども1人当たり1万円を給付

高等教育就学支援制度

授業料減免+返済の必要のない給付型奨学金

貸付
(かりる)

- 収入が減って家計の維持が難しい
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸付の手续に必要な各種証明書手数料が無料(詳しくは、練馬区公式ホームページ)

緊急小口資金(特例貸付)

無利子 無保証
貸付上限~10万円(特に必要な場合は~20万円)
据置期間: 1年以内、償還期間: 2年以内

総合支援資金(特例貸付)

2人以上世帯は~月20万円、単身は~月15万円
据置期間: 1年以内、償還期間: 10年以内
原則3カ月まで

猶予
(支払延長)

- 特別区民税・固定資産税が支払えない
- 国民健康保険料(税)・国民年金保険料が支払えない
- 公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない
- 住宅ローンが支払えない

自治体の判断で各種納税の徴収猶予(期限等)を決定

自治体の判断で保険料(税)の徴収猶予(期限等)を決定
国民健康保険は免除制度あり

支払期限を延長(事業者向けにも支払い猶予あり)

今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能

- 総務省コールセンター 03-5638-5855
- 練馬区役所 福祉部管理課 03-5984-2706
- 練馬区役所 生活相談コールセンター 03-5984-4703
09:00~17:00(土日祝除く)
- 練馬区役所 児童手当係 03-5984-5824
09:00~17:00(土日祝除く)
- 日本学生支援機構 0570-666-301
09:00~20:00(土日祝除く)
- 練馬区役所 生活相談コールセンター 03-5984-4703
09:00~17:00(土日祝除く)
- 厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」
0120-461-999 09:00~21:00(土日祝含む)
- 特別区民税 練馬区役所 収納課 03-5984-4547
- 固定資産税 練馬都税事務所 03-3993-2261
- 国民健康保険料 練馬区役所 こくほ整理係 03-5984-4560
- 国民年金保険料 練馬区役所 国民年金係 03-5984-4561
- 各電気・ガス・水道・電話等事業者
- 各金融機関または 0120-156-811
金融庁相談ダイヤル 10:00~17:00(土日祝除く)

事業者向け



給付
(もらえる)

- 感染拡大防止のため休業や時間短縮をした
- 自粛などで業績が悪化(売上げ半減)
- 従業員に休んでもらう場合
- 従業員に子どもがいる場合
- フリーランスで子どもがいる場合

感染拡大防止協力金

50万円支給(2店舗以上有する事業者は100万円)

持続化給付金 ※

2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、
その月の売上げを年換算した額を、昨年1年間の売上げから引いた減少分を給付
上限: 中小200万円、個人事業: 100万円

雇用調整助成金(コロナ特例)

休業等助成(中小なら最大10分の9まで)
助成率は、企業規模・雇用条件で変動

小学校休業等対応助成金

小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合
1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成

小学校休業等対応支援金

小学校等休校で休業したフリーランス
(委託を受けて個人で事後とる保護者)
1日あたり4,100円(定額)を助成

無利子・無担保融資(借り換えも可)

コロナの影響で前年比5%以上の売上げ減少
据え置き最大5年

特別貸付(練馬区)

限度額: 1000万円 貸付期間: 7年間以内(運転資金)
利率: 年2.0%(金利の90%と信用保証料全額を区が補助)

マル経融資

限度額: 1000万円 貸付期間: 7年間以内(運転資金)
利率: 0.31%(3年間、金利の50%を区が支援)

セーフティネット保証(4・5号)
/ 機器関連保証

信用保証付き融資を限度額までご利用の方に、与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)

マル経融資の金利引き下げ

前年度比5%以上で売上減少で 融資限度額 別枠1000万円
当初3年間 金利を0.9%引下げ(商工会議所等の推薦が必要)

貸付
(かりる)

- 資金繰りのため融資を受けたい
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸付や融資等の手续に必要な各種証明書手数料が無料(詳しくは、練馬区公式ホームページ)

猶予
(支払延長)

- 法人税や消費税などの納税が難しい※
- 社会保険料が支払えない

法人税や消費税、基本的にすべての税

収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者は無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も

健康保険料や厚生年金保険料が猶予

事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予

- 東京都緊急事態措置等 03-5388-0567
- 感染拡大防止協力金相談センター 09:00~19:00(土日祝含む)
- 経済産業省 0570-783-183
- 中小企業 金融・給付金相談窓口 09:00~17:00(土日祝含む)
- 厚生労働省 0120-603-999
- コールセンター 09:00~21:00(土日祝含む)
- 日本政策金融公庫 0120-154-505
- 民間金融機関※ 09:00~19:00(土日祝除く)
- 練馬区役所 融資係(ココネリ4階) 03-5984-2673
- 東京商工会議所(ココネリ4階) 03-3994-6521
- 取引のある金融機関
または、東京信用保証協会 池袋支店 03-3987-5445
- 日本政策金融公庫 0120-154-505
09:00~19:00(土日祝除く)
- 練馬東税務署 03-6371-2332
- 練馬西税務署 03-3867-9711
- 健康保険協会 または 組合・日本年金機構